

令和2年第15回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和2年8月26日(水)
午後2時
ところ 市役所分庁舎ホール

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (2) 令和2年度たつの市立幼稚園・保育所・こども園の訪問について
- (3) 不登校・いじめについて

4 議事

- 議案第45号 たつの市教育委員会令和元年度事務事業点検及び評価について
- 議案第46号 令和3年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 議案第47号 令和2年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて
- 議案第48号 令和2年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の見積りについて
- 議案第49号 たつの市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第51号 たつの市御津総合支所等複合施設条例制定に係るたつの市立公民館条例の一部改正等について
- 議案第52号 たつの市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第53号 財産の取得について(赤とんぼ文化ホール音響機器)

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和2年 9月29日(火) 午後1時30分～
" 開催場所 (分庁舎 第3会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和2年10月 日() 午後2時～
" 開催場所 (新庁舎にて)

7 閉会宣言

令和2年第15回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和2年8月26日(水)
午後2時
ところ 市役所分庁舎ホール

教育長

ただ今から、令和2年第15回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお祈りします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(3)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議案第47号「令和2年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて」、議案第48号「令和2年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の見積りについて」、議案第49号「たつの市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第51号「たつの市御津総合支所等複合施設条例制定に係るたつの市立公民館条例の一部改正等について」、議案第52号「たつの市体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第53号「財産の取得について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、また、議案第50号「たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、議案第49号と関連があるため、同規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまます。

賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について、事務局報告願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

- ・夏季休業明けの学校の様子
- ・通知表の通知について
- ・修学旅行、自然学校の実施検討について
小学校 原則日帰りで各学校にて検討中
中学校 各学校で行き先、日数等を調整中

教育長

校長会においても伝えたところですが、修学旅行については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見ながら、行き先や日程等を調整しているところです。

委員

実施される御津中学校は、九州へはどのように行かれる予定ですか。

事務局

伊丹空港から飛行機で行きます。伊丹空港まではバスで行きます。感染のリスクができるだけ少ないように努めています。保護者の意向も考慮して実施します。

委員

小学校の自然学校は日帰りですね。行き先も変更されるのですか。

事務局

自然学校は3日間の体験活動を検討しています。学校の予算に合わせて、校外若しくは校内での活動を検討していきます。連続する3日間ということではなく、各学校の状況に応じ、体験活動を実施していきたいと考えています。

委員

養護教諭はその活動に随行されると思いますが、その間、学校で何かが起こった場合の対応について、校長会等で意見は出ませんでしたか。

教育長 特に意見はでませんでした。これまでの活動においても養護教諭を同行させていましたので、今年度で特に問題となることはありません。今回の御津中学校の修学旅行に際しては、不測の事態に対応できるよう、教育委員会事務局からも同行させようと考えています。
中学校の修学旅行は、実施時期にばらつきがあったので、市内で統一することは難しいという状況です。また、保護者の同意を取ることも考えましたが、「同意」と回答されても不安を感じられているという声を聞いております。

委員 学校の教室では、クーラーをかけながら換気をしている状況ですが、かなり暑いと思います。学校側からの問題はありますか。

事務局 学校現場においては換気をしすぎる傾向があり、このためクーラーの負担が大きく異常警報が鳴ったことが続きましたので、この度全校を回り、適切な使用方法を指示したところです。教室の中は、熱中症を心配するほどの暑さにはなっていませんでしたが、適切な換気を行っていただくよう指示しました。

委員 クーラーをつけながら換気を行い、適切な室温を保つことは難しいですね。また、それによる電気代も気になるところです。

事務局 電気代については、現在7月使用の分までの請求が来ていますが、想定していた範囲です。

教育長 幸い、熱中症で運ばれた児童生徒もいません。この暑い中、子ども達は素直に学校に登校してくれています。引き続き熱中症に気を付けていきたいと思います。
また、教育委員の皆様から、コロナの対応で保護者等から意見が入るようなら、教育委員会事務局までご連絡いただけたらと思います。

教育長 ほかにご質問等はございませんか。
ないようですので、次に、(2) 令和2年度たつの市立幼稚園・保育所・こども園の訪問について、事務局報告願います。

＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞
訪問予定 香島幼稚園 10月16日(金) 13時
誉田こども園 11月18日(水) 10時
新宮こども園 11月27日(金) 10時

教育長 何か、ご質問等はございませんか。
ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。
次に、議事に入ります。議案第45号「たつの市教育委員会令和元年度事務事業点検及び評価について」、事務局説明願います。

＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞
・点検評価結果
・点検評価検討委員会の実施、質問内容
・市議会への報告、結果の公表について

以上について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 評価基準がAからDまでありますが、例えばAは「十分目標が達成できた」とあります。この「目標」が明記されておらず、この報告書だけでは分かりません。

教育長 評価基準の数値目標は省略しております。また、評価基準においては「目標」を「事業目的」と変更し、評価させていただくこととします。

委員 検討委員会において質問があった図書室の利用率についてですが、利用率は把握されていないとお答えされていますが、パソコンで利用状況は確認できるのではないですか。

事務局	システムでは、個人に対してどのくらい利用したかは把握できるのですが、全体での図書室の利用率は把握が難しいということです。
委員	2点確認します。 7番から10番の事業の工事の「繰越」とあるのは、前年度からの事業予算を繰越して、令和元年度で完了したということですね。
事務局	はい、その通りです。
委員	次に、2番と94番等では、コロナの影響で評価がBと判定されています。どのくらいコロナの影響があったのですか。
事務局	2番の学校適正規模適正配置推進事業については、コロナの影響で、会議等がタイミングよく開催できなかったこともあり、最終的に基本方針の策定が年度末ぎりぎりになってしまいました。もう少し早く終えたかったということから、評価をBとしたものです。
教育長	昨年度は1月頃からコロナが発生し始め、3月には学校を休業しています。このため、2月3月ごろに計画していた説明会等が開催しにくい状況となったということです。
事務局	94番の揖保川文化センター管理運営事業については、コロナの影響で利用数が減少したということでB評価としています。通常2月3月の利用者が多い時期に利用を停止せざるを得なかったということです。
委員	今年度事業を評価する来年度においては、コロナの影響で事業が実施できず、評価ができなかったり、評価を下げなければならない事業がたくさんあるのではないのでしょうか。
教育長	昨年度と比べ減少したことによりB評価とした事業のうち、コロナの影響により減少した事業があります。このことから、委員おっしゃる通り、来年度の評価にはコロナの影響で評価が下がる事業が多くなるかもしれません。
委員	17番のいじめ防止教育推進事業の中のネットパトロールについてですが、どのような内容になるのですか。
事務局	ネットパトロールは業者に委託しているもので、子ども達のネットの中でのやりとりを確認しています。キーワードを入力し検索することで子ども達の交友関係等を把握し、市内の担当の先生方に集まってもらい情報共有を行っている事業です。
委員	分かりました。 19番の「不登校対策ネットワーク推進事業」の、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、何名ずつ配置されているのですか。
事務局	スクールカウンセラーの市負担は1名、スクールソーシャルワーカー1名です。
委員	19番はB評価となっていますが、人数が少ないという理由からですか。
教育長	スクールカウンセラーは、5中学校に1名ずつ、小学校は小宅小と揖西小に1名ずつで、計7名を、県のスクールカウンセラーを配置しており、併せて市のスクールカウンセラーを1名配置しています。スクールソーシャルワーカーは、各中学校区に1名配置できますが、まだその配置ができていない状況です。資格が必要なことと、学校に携わった経験がある方を希望しており、市教育委員会も努力していますが、なかなか配置できていない状況です。
委員	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのことをもう少し詳しく教えてください。
事務局	スクールカウンセラーは学校に入り、直接、児童生徒及び保護者の相談を行っています。スクールソーシャルワーカーは、福祉と連携し関係部署へ繋ぐ役割をしています。

委員 資格が必要なのですか。

教育長 スクールカウンセラーは臨床心理士等の資格が必要であり、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の資格が必要となります。最近はこちらの資格もお持ちの方もいらっしゃいます。

委員 分かりました。

教育長 ほかにご質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。議案第45号は、原案のとおり承認してご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号「令和3年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

以上のことで、何かご質問等はございませんか。

委員 ここに掲載されていない図書は使えないということですか。

事務局 一般図書にもたくさんありますが、各学校で児童生徒の実態に合わせて使おうとされているものを採用しています。

委員 教科用図書として使えないとしても、副読本として使ってもよいのですか。

教育長 教科用図書については無償給与の対象となりますが、同じ絵本でも副読本ということではないのですが、学校用図書として購入している本もあります。子どもの発達の段階をきちんとみながら教科用図書を選定しています。

委員 これは毎年採択されているものなのですか。

教育長 はい。毎年、教育委員会で採択することとなっているものです。

ほかにご質問等はありませんか。
ないようですので、採決に入ります。議案第46号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおりいたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。
それでは、3教育長諸報告に入ります。(3)不登校・いじめについて、事務局報告願います。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か、討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で、第15回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもって閉会します。

午後3時30分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事（兼）学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事（兼）人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲
すこやか給食課主幹	瀬良 達也